

熊本市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

熊本市教育委員会傍聴人規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会傍聴人規則（平成7年教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴を申し出、傍聴券の交付を受けなければならない。

第2条第4項を次のように改める。

- 4 前3項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が認めるものは、会議当日、傍聴人受付簿に氏名及び所属する報道機関の名称を記載し、傍聴証の交付を受けて会議を傍聴することができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（提出理由）

教育委員会の会議の傍聴に関し、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。



熊本市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則 新旧対照表

( 下線部は改正部分 )

熊本市教育委員会傍聴人規則 ( 平成 7 年教育委員会規則第 2 7 号 )

改正後 ( 案 )	現行
( 傍聴の手続 )	( 傍聴の手続 )
第 2 条 <u>会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴を申し出、傍聴券の交付を受けなければならない。</u>	第 2 条 <u>会議を傍聴しようとする者は、会議当日に、傍聴人受付簿に氏名及び住所を記載し、傍聴券の交付を受けなければならない。</u>
2・3 ( 略 )	2・3 ( 略 )
4 <u>前 3 項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が認めるものは、会議当日、傍聴人受付簿に氏名及び所属する報道機関の名称を記載し、傍聴証の交付を受けて会議を傍聴することができる。</u>	4 <u>前 3 項の規定にかかわらず、報道関係者で教育長が特に認める者については、傍聴証の交付を受けて会議を傍聴することができる。</u>

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。